

良好な景観形成に向けた取組施策の検討について

-風景条例、滋賀県景観計画、滋賀県屋外広告物条例等の見直しに向けて-

■ 背景と目的

滋賀県では、「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）」(S59)、景観法(H16)に基づく「滋賀県景観計画」(H21)、屋外広告物法に基づく「滋賀県屋外広告物条例」(S24)等により、県内における景観の規制誘導および屋外広告物の適正化に取り組んできた。

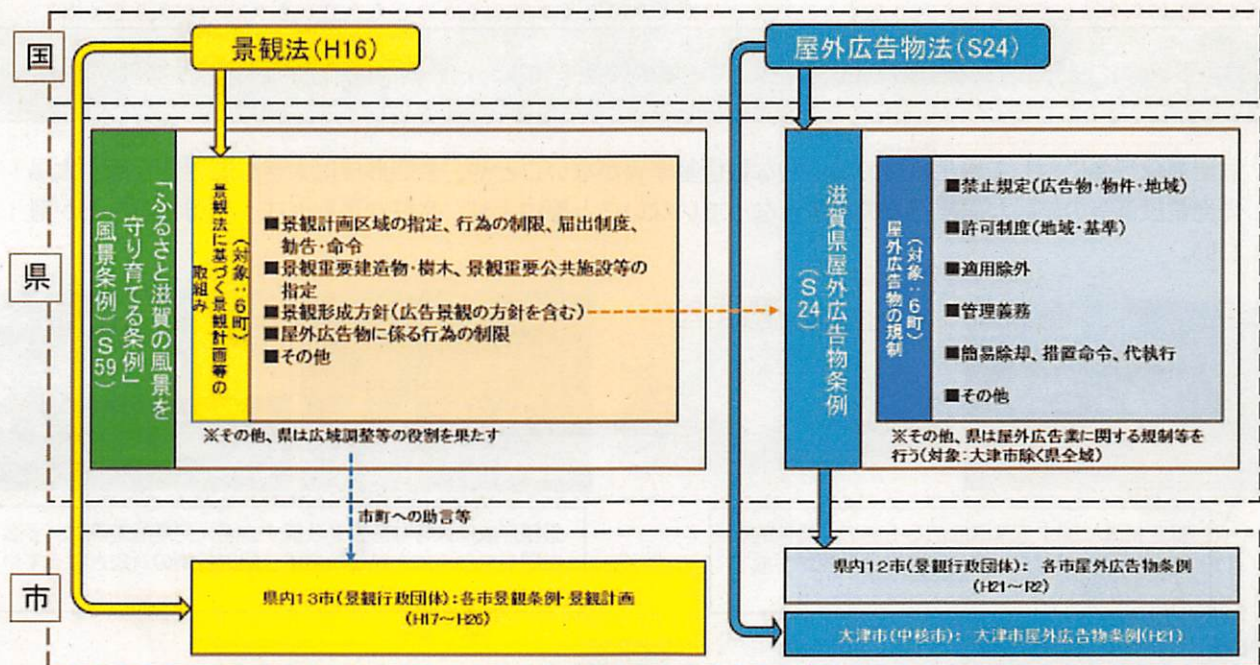
一方で、新たな土地利用に伴う開発等により地域ならではの風景が失われつつあること、広告技術の発展や市街化の進展等により既存の広告物の規制・基準等では対応できない部分があること、老朽化した広告物の増加による安全面への懸念が生じていること等、社会情勢の変化に伴う各種課題が生じている。

景観法制定以降、県内13市は景観行政団体へ移行し、課題の解決に向けた取組を独自に実施しているが、6町域については、引き続き滋賀県が取組を進める必要がある。

このことから、滋賀県景観審議会等での議論を踏まえ、6町域における良好な景観形成に向けた課題および今後に向けた対応方針について整理し、今年度末を目途に取組施策を取りまとめる。なお、取りまとめに当たっては、既存条例等の見直しも視野に入れながら検討を行い、次年度以降条例等の見直しを行う。

■ 美しい湖国の風景づくりのための仕組み

景観法、屋外広告物法と既存条例、計画との関連性について以下のとおり示す。



<景観法、屋外広告物法と既存条例、計画との関連図>

■ これまでの取組状況

○平成30年度～令和2年度（9月）

- 滋賀県景観審議会での議論・検討（実態調査の結果報告、課題整理、対応方針の検討）

■ 滋賀県景観審議会で示された主な課題と対応方針について

【景観行政（風景条例、滋賀県景観計画）】

- ① 6町域の景観重要区域以外の区域においては、景観形成のための方向性がないまま新たな土地利用に伴う開発等が進められており、地域ならではの風景が失われつつある。

●景観重要区域：沿道景観形成地区

- ・小規模を除く建築物等が届出対象
- ・区域内での届出対象行為について景観形成基準を設定。


＜届出対象行為＞

- ・建築物等の新築、新設、増築、改築または移転等

＜景観形成基準＞

- ・形態、意匠、色彩、素材、敷地の緑化措置 等

・類型別（山地景観、田園集落景観、市街地景観）に景観形成の基準を定めている。



●景観重要区域以外

- ・大規模建築物等が届出対象
- ・大規模建築物等の届出対象行為について景観形成基準を設定。


＜届出対象行為＞

- ・大規模建築物建築物等の新築、新設、増築、改築または移転等

＜景観形成基準＞

- ・形態、意匠、色彩、素材、敷地の緑化措置 等

★地域特性に応じた景観形成の方向性を定めていない。



田園風景
 中での開発行為
 (イメージ)

景観重要区域に関わらず、景観計画区域内において地域の特性を踏まえた景観形成の方向性を示す必要がある。

- ② 届出対象行為に対して緑化措置の具体的な数値基準等がないことや、景観形成に大きな影響を及ぼす太陽光発電設備等の施設が届出行為の対象となっていないこと等により、良好な景観形成へ誘導することが難しい。



良好な沿道景観のイメージ



建築物（の一部）



工作物

緑化措置に関する基準はあるものの、具体的な数値基準等がなく、統一的な沿道景観が形成することが難しい。

景観形成に大きな影響を及ぼす太陽光発電設備等は、多数出現しているにもかかわらず、届出行為の対象となっていない。

景観形成基準や届出制度について、良好な景観形成に向けて十分な規制誘導が図れるよう、見直しを行う必要がある。

【屋外広告物行政（滋賀県屋外広告物条例）】

- ① 市街化やモータリゼーションの進展、広告技術の発展等、社会情勢の変化に対して、既存の規制・基準等では対応できない部分があり、景観上の支障が生じている。



市街化・郊外化の進展により6町域にも大型店舗が増加しているが、これらに対応した基準が十分でなく、景観上の支障が発生。



モータリゼーションの進展により、市街地を離れた田園地域でも看板設置が増加しているが、田園景観に即した基準が十分でなく、景観上の支障が発生。



広告技術の進展により、電光掲示板やデジタルサイネージ等が増加しているが、これらに対応する基準が十分でなく、景観上の支障が発生。



既存の規制地域区分や許可基準等の規制について、地域ごとの土地利用や目指すべき景観のあり方に応じて見直しを行う必要がある

- ② 老朽化した広告物の増加により、広告物の落下・倒壊等の事故が多発し、安全面への懸念が生じている。



高度成長期からバブル期に多数設置された看板が一斉に老朽化を迎えており、台風等の災害の激甚化も相まって、看板の落下・倒壊等の事故が発生している。



広告物の管理・点検にかかる規制について、広告物の安全性向上を目指した見直しを行う必要がある

- ③ 既存規制では一律的な規制となっていることもあり、県民生活上の支障等が生じている部分がある。



例1：公共的な広告物
道路柵等に公共的な広告物として自治会等が設置するゴミ置き場の表示等がなされている事例があるが、現行規制では禁止（禁止物件に該当）されている。



例2：簡易な広告物
景観に大きな影響を与えない小さな貼紙を1枚貼る場合にも、現行規制では許可申請手続きを求めている。



例3：他法令規定広告物にかかる業登録
道路標識・道路標示等、他法令で基準等が定められている広告物の施工業者であっても、屋外広告業者としての登録を求められることになっている。



規制の適用除外等の規定・基準について、県民生活の円滑化と景観保全を両立するための再整理と見直しを行う必要がある

■ 今後の予定

○令和2年度：取組施策の検討

- ・都市計画審議会、景観審議会での審議
- ・関係機関への意見照会
- ・県議会常任委員会への報告
- ・取組施策のとりまとめ


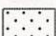

○令和3年度以降：取組施策を踏まえ、条例、計画等を見直し予定

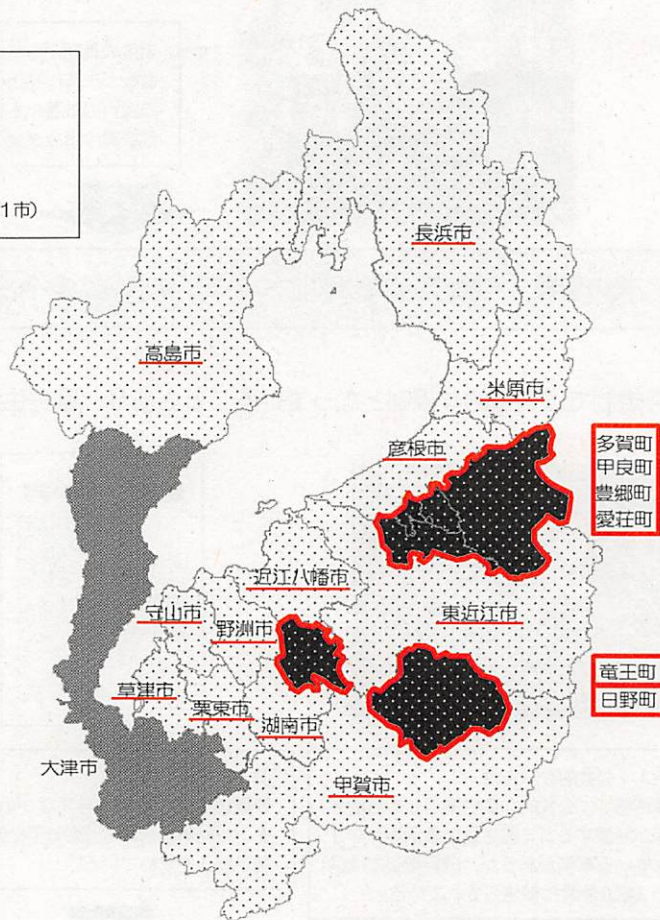
参考

■ 既存条例の適用範囲

条例	項目	適用範囲
風景条例	景観法に基づく景観計画等	非景観行政団体（6町）
	県独自の部分（※）	県全域（13市6町）
滋賀県屋外広告物条例	屋外 <u>広告物</u> の規制	非景観行政団体（6町）
	屋外 <u>広告業</u> の規制	大津市（中核市）除く県全域（12市6町）

その他、関連する法令等として、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例、各種関連規則・告示が含まれる。

	県計画・条例 適用 非景観行政団体
	県計画・条例 適用外 景観行政団体（12市） ※屋外広告業に係る規定は県条例適用
	県計画・条例 適用外 景観行政団体・中核市（1市）



（※）景観に関する広域調整として、景観指針の策定、景観行政団体協議会等がある。